

【これは、高知家庭裁判所須崎支部での取扱いです。】

面談日の予約について

申立書を記載し、必要書類（参考：申立てセット内にあるチェックリスト）をそろえてください。

の申立書類一式を収入印紙及び郵便切手といっしょに、裁判所に提出してください（直接持参されても、郵送で提出されてもかまいません。）

後日、記載のとおり、申立人に電話連絡いたしますので、平日の昼間（午前8時30分から午後5時00分）に連絡の取れる電話番号（携帯電話又は固定電話）を必ず記載しておいてください。

で提出されました申立書類一式等を確認したうえで、後日、申立人及び後見人候補者に裁判所へお越しいただく日（以下、「面談日」といいます。）の調整を行うために、申立人に電話連絡いたします。

高知家庭裁判所須崎支部の電話番号は、

0889 - 42 - 0046、及び、**0889 - 42 - 0176**

です。上記いずれかの番号の着信履歴が残っていた場合には、御手数をおかけしますが、折り返し御連絡ください。

面談日は、平日の午前9時00分から午後4時00分までの間（ただし、午後零時から午後1時までの間は除く。）の約1、2時間程度を予定しています。

申立人と後見人候補者から、面談日に申立ての詳細な内容をお伺いします。当日は、鑑定料（必要な場合のみ）及び印鑑（スタンプ式不可）を御持参ください。